



「つみたて投資枠」と「成長投資枠」という2つの枠が併用可能に。両方の枠を目一杯使えば、年間投資枠 360 万円、非課税保有限度額 1800 万円に。ただし、配当金などを受け取る方式によっては課税されるので注意も必要。

2024年1月施行で恒久化された「新NISA制度」とその注意点

NISAは新制度でどう変わったのか

NISA（少額投資非課税制度）は2024年から大幅にリニューアルされ、新制度が始まりました。2023年まで口座開設可能だった旧制度からどのように変わったのでしょうか。主なポイントを確認しましょう【図表1】。

旧制度では「つみたてNISA」および「一般NISA」という2つの制度のうち、1年毎にどちらか一方を選択して利用する形でしたが、新制度では「つみたて投資枠」と「成長投資枠」という2つの枠があり、2つの枠を同時に利用できるようになりました。

つみたて投資枠の対象商品は、旧制度のつみたてNISA対象商品と同様に、長期・分散投資に適した一定の投資信託で、販売手数料がなく信託報酬も一定水準以下のものに限定されています。

一方、成長投資枠の対象商品は基本的に旧制度の一般NISAと同じで、上場株式や投資信託等幅広い商品が対象ですが、一部の商品（上場株式のうち整理・監理銘柄、投資信託のうち毎月分配型など）は安定的な資産形成に適していないとして除外されました。年間投資枠は、つみたて投資枠が120万円とつみたてNISAの3倍に、成長投資枠が240万円と一般NISAの2倍になりました。つまり、両方の枠を一杯使えば、1年間で最大360万円の新規投資が可能です。ただし、累計での限度額である非課税保有限度額は2つの枠合計で一人あたり1800万円、夫婦二人なら合計3600万円となります。

なお、限度額の1800万円はつみたて投資枠で全額使うことは可能ですが、成長投資枠には1200万円という上限があります。成長投資枠を最大限使う場合は1200万円まで、残りの600万円はつみたて投資枠でのみ利用可能です。



ファイナンシャルプランナー
横田 健一

【よこた・けんいち】
大手証券会社を経て、2018年に独立。「フツの人にフツの資産形成を！」というコンセプトで情報発信や家計相談に従事。東京大学理学部物理学科卒業、同大学院修士課程修了。マンチェスター・ビジネススクール経営学修士（MBA）。著書に『新しいNISA かんたん最強のお金づくり』（河出書房新社）がある。

投資枠について、新制度では投資していたものを一度売却すると、翌年から再びその枠を利用できます。新制度最大の特徴の1つと言えるでしょう。これによりライフイベントなどでお金が必要になって売却しても、その後に資金的な余裕ができた際には再びNISAでの投資が可能になります。

新制度でも損益通算や繰越控除はできない

NISAという非課税だからおトクと、いったニュアンスで理解されがちですが、重要なポイントの1つとして損益通算や繰越控除ができないことが挙げられます。

特定口座などの課税口座では、利益に対して20%（復興特別所得税は割愛）の税金が発生します。ただし、利益が出た一方、損失も出た場合には、利益と損失を合算した上で利益が残った場合のみ課税されます。これは「損益通算」と呼ばれますが、NISA口座内ではそもそも利益も損失も

【図表1】2024年、NISAが生まれ変わりました！

	旧制度（～2023年）		新制度（2024年～）	
	つみたてNISA	一般NISA	NISA	
対象者	日本に住む18歳以上の人		日本に住む18歳以上の人	
口座開設期間 (投資可能期間)	2023年12月末まで		恒久化	
非課税保有期間	20年間(最長2042年まで)	5年間(最長2027年まで)	無期限	
制度の利用	1年毎に「NISA」もしくは「つみたてNISA」を選択		NISA制度内で以下の2つの枠を併用可能	
			つみたて投資枠	成長投資枠
投資対象商品	長期・積立・分散投資に適した一定の株式投資信託とETF	株式、株式投資信託、ETF、REIT	積立・分散投資に適した一定の投資信託 (旧制度のつみたてNISA対象商品と同様)	上場株式・投資信託等 (①整理・監理銘柄 ②信託期間20年未満、高レバレッジ型及び毎月分配型などを除外)
買付方法	積立投資のみ	通常の買付・積立投資	積立投資のみ	通常の買付・積立投資
年間投資枠	40万円	120万円	120万円	240万円
非課税保有限度額 (総枠)	800万円(累計)	600万円(累計)	1,800万円(生涯投資枠：簿価残高方式で管理)	
			売却すると翌年以降に再利用可能。また、2023年までのNISAとは別枠	1,200万円(内数)
売却可能時期	いつでも可		いつでも可	

なかつたものとみなされることになり、投資した結果、損失になってしまった場合、損益通算ができないのです。

また、特定口座などの課税口座では損益通算した結果、損失だけが残った場合、翌年以降最長3年間は繰り越すことができ、翌年以降の利益と損益通算できる「繰越控除」が可能です。しかし、NISA口座では繰越控除もできません。

つまり利益が出た時は非課税というメリットを受けることができますが、損失だとメリットどころか損益通算や繰越控除ができないというデメリットのみになります。NISA口座では利益が出てこそ初めて非課税のメリットが生きてくるということをしつかり理解しておきましょう。

せつかくの株式配当が課税されてしまうことも？

実はNISA口座であればすべてが非課税になるというわけでもありません。もちろん原則としては非課税なのですが、NISA口座で株式の配当金や、ETF(上場投資信託)・REIT(不動産投資信託)の分配金を受け取る時に、非課税ではなく課税となってしまうこともあるのです。

少し細かい話ですが、配当金などを受け取る方式には「株式数比例配分方式」「配当金領収証方式」「登録配当金受領口座方式」

などがあり、この中からご自身で1つを選択します。その際、「株式数比例配分方式」を選択していれば配当金なども非課税になるのですが、他の受取方式を選んでしまうと課税されてしまうのです。

ご自身の口座がどの方式になっているか、必ず確認しておきましょう。

海外に行くとならばNISAは使えなくなる？

NISAの対象者は「日本に住む」人ですから、海外転勤などで日本に住まなくなる(国外転出届を提出する)と原則としてNISAは利用できなくなります。

ただし、勤務先の命令等により海外に行く場合は、最長5年間程度、NISA口座内で保有を継続することができる場合があります。ここで「場合もあります」と書いたのは、金融機関によって対応しているところと対応していないところがあるためです。海外転勤の可能性がある方は、NISA口座を開設される際に、金融機関に海外転出時の対応について事前に確認しておくことをおすすめします。

なお、勤務先の命令等ではなく、海外留学やセカンドライフでの海外移住など、ご自身の自主的な出国の場合にはNISAの対象外となり、出国と同時にNISA口座は廃止されることとなります。

【図表2】 毎年NISA口座の金融機関を変更した場合のイメージ
(2023年はつみたてNISA、2024年以降は新制度を利用)

	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年 ……	
X証券	最大 40万円	非課税期間は最長20年							旧制度
A銀行	最大 360万円	非課税期間は無期限							新制度
B証券	最大 360万円	非課税期間は無期限							
C銀行	最大 360万円	非課税期間は無期限							
D証券	最大 360万円	非課税期間は無期限							
E証券	最大 360万円	非課税期間は無期限							

新制度はすべて合計して
元本1,800万円まで

**途中で
金融機関を変えられるか？**

旧制度では1年毎につみたてNISAと一般NISAのいずれかを選択していましたが、その際には、金融機関も1年毎に変更することが可能でした。新制度でも同様で、基本的には1年毎に金融機関を変更できます。例えば2024年にA銀行で投資し、

2025年にはB証券で投資していく、といったイメージです。この場合、2024年にはつみたて投資枠と成長投資枠2つの枠合計で360万円まで投資でき、2025年にも最大で360万円まで投資できます。2024年に投資したものを売却することなく、2025年以降も保有していた場合、A銀行、B証券のそれぞれのNISA口座に残高が残り続け、2つの口座を同時に利用していく形になります。

ただし、ある年に買付ができる金融機関は1つのみとなります。上記の例で言えば、2024年に買付可能なのはA銀行のみ、2025年はB証券のみというわけです。そして、後になって複数の口座を維持するのは煩雑だと感じても、A銀行の残高をB証券に移換することはできませんので、注意が必要です。もし、どうしても1つの口座に集約したい場合は、A銀行での保有分を一度売却して残高をゼロにし、B証券

で買い直す必要があります。

なお、極端な例ではありませんが、2026年以降も同様に、C銀行、D証券、E証券…などと毎年金融機関を変更していくと、売却してゼロにしない限りは、それぞれの金融機関に残高が残り続けることとなります【図表2】。

**途中で金融機関を変えたら
上限管理はどこが行うのか？**

新制度は恒久化された制度ですが、今後どこかのタイミングで金融機関を変更したくなることもあるかもしれません。そのように、複数の金融機関でNISA口座を持つことになった場合、非課税保有限度額の1800万円という上限の管理はどのように行われるのでしょうか。

結論から申し上げますと、現時点でどのように管理されていくかは決まっています。2024年以降、1年あたりの買付上限額は360万円ですから、毎年上限まで買付を行ったとしても、1800万円の上限に到達するのは最短で5年後の2028年になります。それまでにシステムの対応等が進み、具体的な管理方法などが決定されていく見込みです。

**旧制度の金融機関と新制度
の金融機関は別々でOK**

旧制度でNISA口座を開設してい



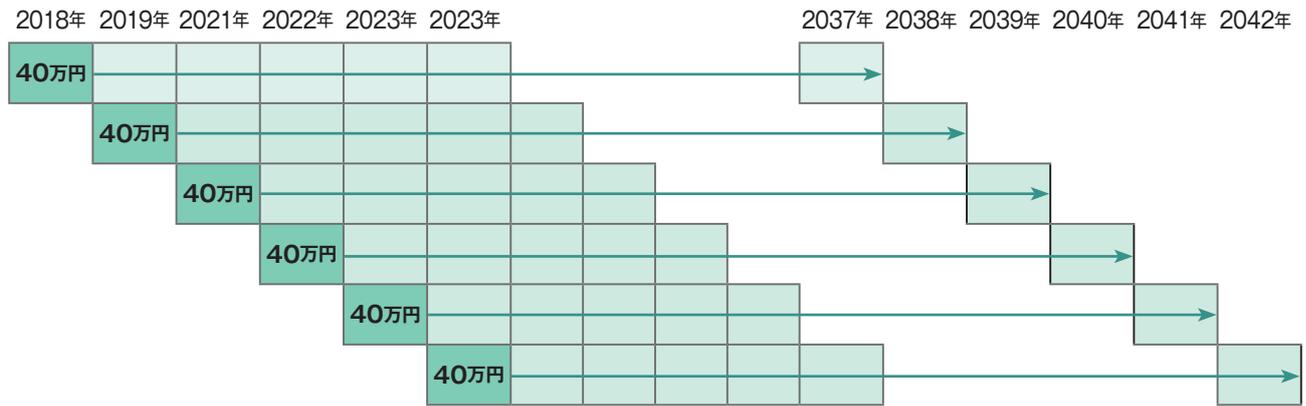
執筆者の本

『新しいNISA かんたん最強のお金づくり』

横田 健一 著

[河出書房新社、2023年6月、1,650円]

【図表3】旧制度「つみたてNISA」の非課税保有期間
(旧制度「一般NISA」も同様)



旧制度の非課税保有期間：20年

た方は、何も手続きをしなかった場合、2023年のNISA口座を保有していた金融機関で自動的に新制度のNISA口座が開設されています。ただし、新制度のNISA口座を開設する金融機関は、2023年までの旧制度で利用していた金融機関と別の金融機関にすることも可能です。

旧制度とは異なる金融機関で新制度のNISAを利用したい場合は、旧制度の金融機関で自動開設された2024年のNISA口座で1円も投資をしていなければ2024年のNISAから別の金融機関に変更できます。一方、もし2024年のNISA口座で1円でも投資をしていたら、金融機関の変更は最短でも2025年からとなります。

なお、2023年の旧制度で積立設定をしていた場合、何も手続きをしないと、積立設定が自動的に2024年の新制度に引き継がれる金融機関もあります。新制度から金融機関を変えたい場合には、2024年の積立が行われないよう、積立設定を解除しておく必要があります。

**旧制度の残高は
新制度開始後も継続保有可能**

新制度開始後も、2023年までの旧制度で投資してきた分はそのまま投資を継続していくことが可能です。2023年につみたてNISAで投資した分は2042年まで、2023年に一般NISAで投資した分は2027年まで、それぞれ非課税で保有を継続可能です【図表3】。

また、旧制度と新制度は完全に別の制度となりますので、旧制度でいくら投資していたかによらず、新制度の非課税保有限度額1800万円は誰も一律に平等に付与されます。旧制度の持ち分を慌てて売却したりする必要はありませんので、ご注意ください。

また、新制度開始にあわせて、ジュニアNISAは2023年までで終了となりました。ただし、2023年までにジュニアNISA口座で投資した残高は、最長5年間もしくは18歳に到達するまでは引き続き非課税での保有が可能ですから、こちらも慌てて売却する必要はありません。ジュニアNISAはなくなりましたが、前述の通り、新制度なら夫婦二人で3600万円まで投資可能です。今後、お子様の教育費は両親名義の新制度で準備していけばよいでしょう。

新制度は、恒久化され、非課税となる期間は無期限に、限度額も大幅にアップしました。人生前半の資産形成、そして人生後半の資産活用（取崩）と一生にわたり使っていくことができます。しっかりと活用していただければと思います。